時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千三百五十一號
明治廿五年五月廿六日 木曜日
舊曆壬辰五月朔日 (戊午)
日出午前四時三十分 日入午後六時四十六分
月出午前四時十分 月入午後六時五十七分
滿潮午前四時四十七分 午後五時十分
(西曆一千八百九十二年)

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて悉より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

社會の開進

世人皆曰く我國三十年來の開明進步は非常のものにして世界古今に其例を見ざる所なりと我輩も亦その然るを信じて疑はざるものなれども學者の眼を以て之を見るときは其所謂開明進步とは中等社會以上の事にして以下一般に至りては開進の氣運甚だ遲々として其間の懸隔甚だしきものあるの事實を知らざる可らず抑も開明進步とは西洋文明の風を學んで其方向に進むの義に外ならず年來日本社會の有樣を見るに教育は次第に高尙に赴き法律は益々改良し殊に政治の如きは着々步を進めて遂に東洋未曾有なる立憲代議の治風を見るに至り其他商工業百般の事に至るまで專ら彼の流義を宗として成蹟の見る可きもの一にして足らず即ち世人の稱して開明進步と爲す所のものにして社會の上流に於ては其兆候頗る著しきが如くなれども一般の下流社會を眺むれば依然たる三十年前の有樣にして開進の實を見るもの甚だ稀なり例へば近年來衞生の術大に進步して傳染病の如き豫防の道あるにも拘はらず下流の人民中には尙ほ針治祈禱の類を信仰し又は賣藥などに依賴して非命に斃るゝもの少なからず又農業その他の製造業の如き學者の間には往々新奇の學理論あるに非ざれども多數の農民は依然たる無智文盲の民にして其說を實地に應用して大に利したるの談を聞かず其他百般の工業製造も大抵皆同樣の實を演ずるもの多くして之を要するに下流社會は今日尙ほ文明の思想に乏しと云はざるを得ず左れば日本の所謂開明進步なるものは唯上流に著しきのみならず三十年間の進步は恰も上下の懸隔をして益々甚だしからしめたるの事實を認む可きのみ如何となれば一方は三十年間に長足の進步を爲し今尙ほ駸々進んで止まざる其反對に一方は依然三十年前の舊套に安んじて毫も進步の實なしとすれば其間の相違は容易に推測するを能はざるものあればなり西洋の諸國が今の世界に開明進步の稱を擅にする所以のものは敢て他奇あるに非ず能く文明の智識を一般に應用して社會最多數の人々が平等一樣に其利澤を蒙るが爲めのみ即ち其これを發明し之を主唱するものは固より上流社會の人に外ならざれども之を一般に應用するに至りては誰れ彼れの別なく其用を同ふして殊に下流社會に益する所多きを常とす蓋し彼の國々に於ては上流の進步固より尋常ならずと雖も下流最多數の知見も亦相應に發達して他の發明智識を取りて自家の利益に供するの能力あればなり即ち西洋諸國の開進は社會最多數の開進と稱して可なるが如し然るに日本社會の開明進步は前述の如く上流社會に其勢力を逞ふするのみにして一般の最多數は之に與らずと云ふ抑も一國の社會は詰り最多數の社會に外ならざれば其最多數のものにして開明進步せざるときは其一部分の發達は如何にしても之を稱して社會の開明とは云ふ可らず我國三十年來の開明は單に社會の一部分のみに行はれて一般の有樣は依然舊に異なる所なしとの事實果して然るときは年來の進步は唯是れ面上に紅粉を粧ひたると同樣にして眞實に面目を一新したるものに非ず此有樣を以て西洋諸國と對峙せんなどゝは思ひも寄らざる所にして彼の條約改正の如き世間にては對等云々とて頻りに議論もあるも由なれども到底空論たるを免る可らず日本社會の一大欠典として認む可きものなり故に苟も經世の志あらんものは深く此邊に注意して其欠典の因て來る所の原因を察し三十年來の弊源果して此に在りと認めたらば何は兎もあれ速に其弊源を治療して今後の進步を謀るの工風肝要なる可し（以下次號）

官報

○大藏省告示第二十四號
福嶋本金庫所屬平支金庫ヲ來ル六月一日磐前郡平町字紺屋町ヘ移ス
明治二十五年五月二十五日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○條約改正上奏案の提出　一昨日の紙上に記載せし如く自由黨に屬する代議士鈴木、加藤、三崎の三氏外一名より左の條約改正上奏案を提出せり

條約改正上奏案

衆議院議長臣某等誠惶誠恐頓首頓首謹て叡聖文武天皇陛下に上奏す臣某等立憲の聖世に生れ人民の推撰に由り明に職を大獻賛翁の鴻任に受く豈に謝躬盡瘁陛下の聖明に答へ人民の所托に副ふことを期せざらんや伏て惟るに皇祖國を開き統を垂れ給ひしより茲に二千五百有餘年天子列聖臣民忠勇以て內を綏撫し以て外を鎭壓し國威煌燿未だ曾て汚瀆せざる也降て嘉永安政の際に至り幕府政を失し海內鼎沸擾た國是の歸向する所なし而して列國此隙に乘じ我に逼りて非理の條約を締結せしむ陛下聖明の德を以て此の間に登阼し深く皇道の陵夷紀綱の壞頽を赫怒し給ひ錦旗一たび動て宏規維れ新たに洪模維れ舊る然れども獨り非理の條約は更蘇する所なくして法權我に及ばず稅權我に復らず財權の[illegible]觸罵より大なるは莫し臣等思ふて茲に至る每に未だ曾て慷慨痛哭せずんばあらず蓋し治外法權の撤去せざる稅權の回復せざる一は則ち渠の我に在る者をして我法度の外に立たしめ我の渠に在る者をして渠か法度の中に服せしめ一は則ち渠の我に輸する者をして我稅權を制せしめ我の渠に輸するものをして渠の稅權に服せしむ是を以て法權壞亂し外人驕恣し商工萎靡し民力凋衰し終に救ふ可からざらんとす之を要するに當時上下恬熙有司睿昧事內の情勢に通ぜざるの尤に坐せずんばあらず是れ國民の擧て寸時も條約改正を忘るゝ能はざらしむる所以なり陛下の至聖至明なる夙に茲に察する所あり明治四年全權大使を歐米各國に派し條約改正を議せしめ給ふ爾來二十有餘年在廷の有司に勅し設意勵精事に玆に從はしめ給ひ曾て之れを紹諸に付せざる也而して有司屢々蹉跌して未た陛下の軫念を安せざる所以の者は有司獨り功を已に收めんとするに急にして廣く之れを國民に謀らざるの致す所なり臣某等竊かに列國に觀るに國交の事は國論に決し廷臣の專行を許さゞる也我國何ぞ獨り然らん惟ふに有司をして嚮に此に慮る所あらしめば條約改正の事或は斷斧を揮て亂麻を斬るの快あらん何ぞ又今日の議あるを要せんや夫れ條約の締結は陛下大權の存する所臣某等敢て猥りに瀆すべきにあらず然れども陛下已に萬機公論に決し盛に經綸を行ふを以て天神地祇に誓ふ則ち國民の心を以て心と爲し給へり臣某等誠惶頓首謹で衆議院の公議國民の輿論を聖聽に達せん治外法權の撤去海關稅權の回復沿岸貿易の禁止行政に對する干涉の除去國家の法律に屬すべき事件國際條約規定の拒絕等是れなり陛下聖慮宏大叡感容れさせ給はざる所なし伏して冀くは輿論の在る所を採納せられ速に有司に勅して條約改正を決行せしめ給はんことを臣某等誠惶誠恐頓首々々謹で上奏す

右議院法第五十一條により提出候也

明治二十五年五月

提出者　鈴木昌司　加藤平四郎
　　　　三崎龜之助　[illegible]郡次郎

條約改正上奏理由書

本邦締盟各國との條約は其期限を經過してより已に三十有餘年なり之を國別に締結せしと雖も然れども其趣意に至ては概ね同じ就中澳地利匈牙利國との條約は我の之に讓與する所最も多く其條文も亦た詳明なり故に最惠國條款に浴するの國は此條約を採用して之に效へり是を以て條約を改正するに當り改脚の箇條は之に對照するを便なりとす而して他は總て略す

一日本國澳地利匈牙利國修交通商條約第八條第九條各全文第十條第二項第十二條全文第十三條第二項第十四條第十九條各全文貿易章程及稅則の全部を削除し以て海關稅及其他の權利を回復するヿ

一同條約第二條末節第五條第六條第七條各全文を削除し以て法權を回復するヿ

一同條約第十一條全文第十三條和文第二節を削除し以て沿海貿易の權を我が專權とするヿ

一同條約第三條第三節第十條第十六條第十七條各全文を削除し以て我行政權の施行を自由ならしむるヿ

一同條約第二十條は之を增補し凡そ一國に許したる報酬ある特權特許及特免は之と同權又は同價の報酬を得るに非ざれば他の締盟國に許さゞるヿ

一同條約第二十一條は有効期を經過するときは其條約は自ら廢絕すべき者と修正するヿ

以上に揭げたる條章を約すれば曰治外法權、曰貿易章程、曰沿海貿易、曰行政干涉等にして條約上最も改正を要する條欵なりとす

一內地雜居は概して外國人の自由に任ずるも北海道沖繩縣は區域を限定して之を許し其他の島嶼は一切之を禁ず

一土地の所有礦山鐵道運河船渠造船所等の所有權及營業は之を許さず

以上に揭げたるものは國家法律の特權に屬する者にして國際上規約すべからざるは論を俟たずと雖も之を既往に徵し將來の覊絆を杜し以て完全なる改正を要むるに在り

以上は則ち本員等が條約改正に對する冀望なりとす條約改正の事は天皇大權の存ずる所然れども本員等は之に對する衆議院の意向を表白するの本分ありと信じ玆に上奏案を提出せんとす

○法典に對する貴族院の兩派　來る二十六年一月より實施する筈なる新法典に對しては目下世論二派に別れて實施と延期の論戰今正に酣なり貴族院に在りても議員は二派に分れて目下互に同意者を得る事に汲々たり即ち一は村田保氏の民法商法施行延期法律案を主唱するものにして之を延期派と云ひ一は小畑美稻氏の民法及商法に關する建議案を贊助する者にして此案も直ちに斷行すべしと云ふにあらず新法典に不備缺典ある事を論ずるもの多きを以て審查委員を設けて之を修正せんと云ふにありて建議案の精神は延期派と大差なけれども此の修正委員設置の案にして通過する時は唯だ建議案たるに過ぎざれば政府は此の建議を採用せずして直ちに斷行する事ならん此邊の意味を以て政府の官吏又は斷行派の人々之を贊成するより建議案の明言する所如何に拘はらず之を斷行或は實施派と稱するよし斯く院中實施延期の二派に別れて目下對陣の用意中なれども延期派の法案に贊成して署名するものさへ既に百十六名あり而して貴族院の出席者は多きも二百名を超ゆる事なければ延期派既に過半數を占めて前途の成行略ぼ定まり居れば延期實施兩論の勝敗は衆議院の模樣如何に由て決すべしと云ふ

○衆議院の法典論二派　貴族院にては法典實施延期論者の數、遙に斷行論者の上に在れば明年一月一日より形の如くに實施すべしとの論到底成立つべき樣なけれ
ども衆議院にては斷行延
しと云ふ左れば鳩山和夫
て同院に提出せし實施延
りたる曉には隨分花々
現に一昨日より昨日へ掛
携へて議員に面會を求め
迄の調査にては三百議員
そ百三十名なりと云ふ

○西班牙軍艦　目下橫濱
に付き正確なる報を聞く

レイナ　クリスチ

噸數	三千九十噸
幅	四十二呎七吋
吃水	十六呎五吋
實馬力	四千八百
兵器は	十六サンチ砲
門外に小砲二門水雷發	
速力	十七ノット半
千八百八十六年に落成	

ドン　アントニオ

噸數	千百三十噸
幅	三十二呎
吃水	十二呎六吋
實馬力	千六百
兵器は	六インチ砲三
門、水雷發射管二	
速力	十四ノット
千八百八十七年に落成	

○岐阜縣有志者の運動
過日衆議院に於て爲した
非常に激昂し夫々運動に
動にては到底其目的を達
る二十二日岐阜市に會合
江寺町觀昌院內に事務所
誤謬を訂し併せて縣民の
づ第一着手に演說の材料
て世間に表白し以て世人
と云ふ

○大坂五月期米の受渡
る五月期米の受渡高は實
月末迄にはマバラ小口の
るゝならんが七八萬石位
ても隨分多額の石數なる
一切藏出をなしたる上に
とは餘程念の入りし仕組
月中には受引を結了する
過般定めたる規則によ
しなれど左るにても桝
撿查を先きに濟すも桝
て跡廻しにさるゝとの
題とはなり居れども其
あり左りとて素人の助力
何れにしても斯る多額の
難きのみならず又是れに
格付等に於ける種々の
せば今回の受渡は買方に
銘を尋るに來月より受渡
石數の半を終るに過ぎ
きは七月下旬か或は八月
のありとせば本年米の
頃ともなり又撿查の遲
撿查を要する例しもあ
あらんとの說あり